

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和 4 年 11 月 22 日
開 会 時 刻	午後 1 時 29 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 05 分
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○鈴木豊司 久保 真 上村和生
	楠木宏彦 野口佳子 辻 孝記 藤原清史
	浜口和久
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	久保 真 上村和生
担 当 書 記	奥野進司
協 議 案 件	1 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について
説 明 者	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

西山委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に久保委員、上村委員の両委員を指名決定した。

「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」を議題とし、奥野議事係長から、前回、10月12日に提案した委員会条例、会議規則、オンライン委員会運営要綱を総務課で再度確認してもらったところ、言い回し、各規程間での文言の統一、定めたほうがよいと思われる事項等指摘を受けたため修正し、修正箇所等について別紙のとおり説明の後、若干の質問があり、また、鈴木副委員長からは、

- ・ 第14条の2中の「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)」の言い換えについて、「オンライン」でよいのではないか。(会議規則第92条の2も同様)
- ・ 第17条第2項の「前項の委員長又は委員」の「委員長」はオンラインで出席することがないため、不要ではないか。
- ・ 第163条の2で協議等の場もオンラインができるよう定めているが、協議会まで広げてよいのか。
- ・ オンライン委員会運営要綱第5条の「オンライン委員会を開催する直前」を「オンライン委員会を開会する直前」でないか。第8条の「委員会開催予定時刻」も同様に「委員会開会予定時刻」ではないか。
- ・ 要綱第9条の採決方法で、オンライン委員は挙手採決、委員会室に出席している委員は従来どおり起立採決がよいのではないか。
- ・ 要綱第11条の疑義が生じたときは「議会運営委員会」でなく「その委員会」で決定したほうがよいのではないか。

との意見があり、また、楠木委員からは、

- ・ 要綱第3条の「委員長に申出なければならない」の「申出」は動詞のため「申し出」ではないか。

との意見があり、これらを踏まえて次回28日に協議することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和4年11月22日

委員長

委員

委員

「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」説明

前回、10月12日の議会運営委員会におきまして、全国市議会議長会から示されております「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告」を参考にし、委員会条例、会議規則の改正案を作成し、また、オンライン委員会運営要綱の改正案をお示ししておりました。

総務課で再度確認をいただいたところ、委員会条例案、会議規則案、要綱案の言い回し、主語の抜け、各規程間での文言の統一や追加で定めたほうがよいと思われる事項等の指摘を受けましたので、修正させていただき、再度提案させていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

それでは、主な修正箇所について説明いたします。

資料1-1の3ページ、委員会条例の新旧対照表をお願いします。

新旧対照表の塗りつぶしの箇所につきましては、前回の提案時より変更となった個所を示しております。

まず、第14条の2ですが、見出しを訂正しています。「委員会の開会方法の特例」としていましたが、「委員会の会議の開催方法の特例」としております。例えば、複数日に渡り開かれる会議については、初日は「開会」ですが、2日目以降は「開議」と使い分けておりまして、2日目以降の会議についても適用するため、「開会方法」ではなく、「会議の開催方法」と改めております。

また、第1項では、第1号、第2号のどちらかに該当するときはオンラインの方法で開くことができるということを定めておりますので、前回の定め方では「いずれかに該当するときなのか」「両方に回答するときなのか」ははっきりとは書かれてなかったため、「いずれかに該当すると認めるとき」と訂正しております。

次に、第1号の最初のところに「新型コロナウイルス感染症」とあるのですが、新型コロナウイルス感染症については、いろいろ派生種が発生しており、どれを指すのかははっきりさせるため、括弧書きの部分、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第6条第7項第3号に該当する新型コロナウイルス感染症を指している旨追記しております。

そのほか、会議規則や要綱との整合性を図るため、語句を修正しているところがあります。

次に資料1-2の新旧対照表、4ページをお願いします。

会議規則です。第115条をお願いします。「委員外議員の発言」の第3項を追加しております。前回の提案ではオンラインによる方法で委員外議員の発言ができることを定めておりませんでした。追加をしております。

次に、5ページ、第134条、「簡易表決」をお願いします。前回の説明したときに、挙手採決ができるよう第128条で挙手採決の方法を追加する旨説明しましたが、第134条の「簡易表決」のところで、改正前の表記を見ると、委員長の宣告に対して異議があるときは「起立の方法」で表決をとらなければならないとあるのですが、これに起立表決を付け加えるのを失念しておりましたので、「起立」を「起立又は挙手」と改めております。

申し訳ございません。

次に、6 ページ、第163条「協議又は調整を行う場」ですが、第6 項に「前各項に規定するもののほか、協議等の場の運営その他協議等の場に関し必要な事項は、議長が別に定める。」とあるのですが、第163条の2 を追加しておりますので、「前各号」を「前各項及び次条」と改めております。

第163条の2 では、委員会条例のところの説明しましたが、新型コロナウイルス感染症とはどれを指すのかというところで、規定する法律を追加しております。また、オンラインで開く協議の場について、秘密会については開くことができない旨、但し書きで追記しております。

このほか、委員会条例や要綱との整合性を図るため、語句を修正しているところがあります。

次に資料1 - 3 をお願いします。

オンライン委員会運営要綱です。ここでは、主語の抜け、「届出」を「申出」、「出席」を「参加」に訂正するなど、委員会条例や会議規則との整合性を図っています。

以上が、主な訂正箇所の説明でございます。

それでは、「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」、再度通して説明いたします。

資料1 - 1 の3 ページ、伊勢市議会委員会条例の新旧対照表をご覧ください。

第14条の2 に「委員会の会議の開催方法の特例」として、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（オンラインによる方法）で委員会を開くことができることを定めております。

オンラインによる方法で委員会を開くことができる場合を、第1号、第2号に定めておりました。①新型コロナウイルス感染症その他生命及び健康に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合、②大規模災害等の発生により委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合 いずれかに該当すると認める時としております。

第2項では、オンラインによる方法で参加を希望する議員は、あらかじめ委員長に申し出ることにしておりました。後でまた説明はしますが、要綱で委員会開催日の2 日前の正午までに申し出ることにしております。

申出につきましては、当然、事務局へ来ることはできませんので、メール、あるいはファックスなどを想定しています。

第3項では、オンラインによる方法で委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、委員会条例の適用を受けることや、第4項ではオンラインによる方法での開催にあたり必要な事項は議長が別に定めることにしております。

これについては、「伊勢市議会オンライン委員会運営要綱」で定めることにしております。

また、第17条は除斥になっていること定めております。

委員会条例については、以上です。

次に、資料1 - 2 の、伊勢市議会会議規則の新旧対照表をご覧ください。

4 ページをお願いします。

第92条の2、「出席委員に関する措置」として、委員会へオンラインによる方法で出席

したものとみなされる委員も出席委員に含まれることを追加しております。

次に、第115条の「委員外議員の発言」ですが、今回の改正案は、議員である方がオンラインによる方法で委員会に出席できるようにということで改正案を作成していましたが、委員外議員の発言のところが抜けておりましたので、委員外議員についてもオンラインの方法で意見を述べるができるよう追加しております。

次に、第127条、「不在議員」ですが、表決の際、現在は会議室にいない委員は表決に加わることができない旨を定めているのですが、オンラインによる方法で出席している委員は、会議室にはおりませんが、当然、表決には加わる必要がありますので、但し書きで、「オンラインによる方法で委員会に出席したとみなされる委員は、この限りではない」ということを定めております。

次に、第129条、「起立又は挙手による表決」ですが、今までですと委員会は起立採決としていたのですが、オンラインによる会議ですと、起立採決では確認がとりにくいことが考えられますので、採決の方法に挙手採決を追加しております。

次に、第134条「簡易表決」ですが、委員長の採決結果の宣告に対して異議があるときは「起立の方法」で表決をとらなければならない旨の規定があるのですが、これについても挙手採決ができるように改めております。

次に、第139条の「紹介議員による説明」ですが、紹介議員についても、オンラインによる方法で説明できるよう、第3項に、その旨規定をし、見出しを「紹介議員の委員会出席」から「紹介議員による説明」と改めております。

次に、6 ページ、第163条の2「協議等の場の開催方法の特例」ですが、委員会だけでなく、協議会、この場合、全員協議会も含まれますが、協議会もオンラインで開くことができるよう規定しています。

会期規則については、以上です。

次に、資料1-3、「伊勢市議会オンライン委員会運営要綱」をご覧ください。

これは、伊勢市議会委員会条例の第14条の2、第4項で、「オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要事項は、議長が別に定める」としておりました、開催するにあたっての必要事項を定めるものでございます。

まず、第3条の「オンライン委員会への参加等」です。

感染症のまん延防止の観点、大規模災害の発生等により招集場所への参集が困難な場合は、オンラインでの参加を希望する委員から、3 ページ、様式第1号の「委員会へのオンライン参加申出書」で委員会開催2日前の正午までに、申出いただくこととしております。2日前としましたのは、事務局においてオンラインでの委員会開催の準備を考慮しまして設定いたしました。

また、オンラインでの参加を許可する場合、4 ページ、様式第2号の「委員会へのオンライン参加許可書」で行うこととしております。

次に、第4条の「委員長の参集」です。

委員会はオンラインで開くとしても、委員長につきましては、委員会の運営について事務局と連携を図る必要がありますので、原則、委員会室での参加としております。

次に、第5条以降は、オンラインでの委員会を開く際の運営の方法等について定めております。

第5条には「本人の確認」として、会議の開催直前に、委員長がオンラインでの参加を許可された委員であるかどうか確認することを、第6条には「開催宣告等」として、委員長は会議の冒頭に、オンラインで出席している委員の氏名を述べ、委員会が定足数を満たしている旨を宣告することを定めております。オンラインで出席している委員名を述べることにより、会議に参加している方、傍聴されている方に状況がわかるようにしております。

また、第2項では、会議途中で通信状況が悪くなり、映像、音声いずれかが確認できなくなった場合は、途中退席したとみなす旨を規定しています。委員会条例第14条の2で、オンラインによる方法は、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法」としておりますので、音声は確認できても映像が確認できない場合、あるいはその逆の場合でも、音声、映像どちらかが確認できなくなった段階で退席したとみなすこととしております。

第7条は「委員長の責務」として、通信が悪くなった時の対処方法を、第8条では、「オンライン委員の責務」として、会議の30分前には事務局と通信状況を確認することなど、オンライン委員は通信を良好に保つように努めることを定めております。

第9条は「表決の方法等」として、表決方法について定めております。オンラインによる委員会では、通常の起立採決であると、起立することにより映像から外れてしまったりすることもあるかと考えられますので、態度を確認しやすいように、挙手による採決の場合のことを規定しています。

第10条では、「会議録」について、第11条では、「その他」として、オンライン委員会の運営に疑義が生じた際の対応について定めております。

説明は以上でございます。

御協議いただきますようよろしくお願いいたします。